

## 教師を取り巻く環境整備へ向けた緊急声明(案)

令和7年10月●日

中央教育審議会初等中等教育分科会  
教師を取り巻く環境整備特別部会

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、急激な少子化や過疎化、情報化、健康課題の深刻化など、家庭や地域を巡る状況も大きく変化してきている一方、我が国の教師を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。そうした問題意識の下、令和6年8月に『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策』（令和6年8月 中央教育審議会答申）がとりまとめられた。本答申を受け、政府において公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が提出され、国会での審議を経て本年6月に改正給特法が成立した。改正給特法では、附則において、令和8年度からの中学校35人学級の実現へ向けた法制上の措置や、令和11年度までに1ヶ月の時間外在校等時間を平均30時間程度まで削減することを目指し、様々な措置を講ずることが規定されている。

文部科学省においても令和8年度概算要求が行われたところであるが、改正給特法を踏まえた教師を取り巻く環境整備を着実に進めるとともに、少子化をはじめ今後の社会状況の変化を見据え、教師のみならず事務職員やその他の学校を支える支援スタッフ等の指導・運営体制を整備することで、全ての子供たちへのよりよい教育を実現するため、政府において下記の事項について実現を図るよう全力を尽くすことを求める。

### 記

- 令和7年度で小学校35人学級が完成することを踏まえ、子供たちが切れ目無く同じ学級規模での学び続けることができるよう、令和8年度からの中学校35人学級の実現へ向けて、義務標準法改正案を次期通常国会に提出すること。

- 中学校 35 人学級の実現に加え、不登校対応や多様な教育課題等に対応するため、義務標準法改正による基礎定数の改善も含め、体制整備を行うこと。
- さらに、教員業務支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの配置充実、不当な要求等を行う保護者等への対応に係る支援、部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助等に必要な予算を確実に確保すること。
- 幼児教育段階から高等学校段階までを含む今後の中長期的な学校における指導・運営体制の整備の在り方については、令和8年度概算要求で盛り込んだ「新たな「定数改善計画」」の進捗、働き方改革の取組状況、また、現在中央教育審議会では議論が進められている教員養成の在り方や次期学習指導要領に関する議論の状況等を踏まえ、幅広く検討を行うこと。